

## 医療法人聖真会奨学貸付金及び入学貸付金規定

### (目的)

第1条 医療法人聖真会（以下「当法人」という。）の経営理念と経営方針に基づいて、地域医療・福祉の発展、充実を支える看護師を育てるため、経済的理由等により就学に困難のある看護学生及び当法人職員に対し学資の貸与を行う。

### (本規程の対象・資格と適用範囲)

第2条 対象者は、看護大学（学部・修士）、看護短期大学等において看護学を専攻し、卒業後、当法人に就職し、また引き続き勤務する意志が確実である心身ともに健康な学生及び当法人職員とする。

- 2 看護大学（学部・修士）、看護短期大学等の学校課程に入学が許可された、又は在学している学生又は当法人職員であること。
- 3 当法人以外の医療機関などへの就職を条件とする奨学金の支給及び貸付の事実がないもの、又は給与所得のない者であること。

### (申請)

第3条 この奨学金貸付金及び入学貸付金の貸与を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、事務部長を経て理事長に提出するものとする。

- (1) 奨学生希望願書
- (2) 誓約書
- (3) 本人の履歴書（要：本人写真添付）
- (4) 在学証明書（入学許可証明書）※高校生の場合は卒業見込み証明書
- (5) 成績証明書
- (6) その他当法人が必要と認める書類

### (貸与の決定)

第4条 貸与の決定は以下の手続きで行う。

- 1 理事長は前条の申請があったときは審査（書類選考及び面接）の上、資金貸与の採否を決定する。
- 2 貸与決定の採否は文書などですみやかに本人に通知する。

### (奨学貸付額及び入学貸付金)

第5条 奨学貸付金及び入学貸付金の期間、限度額は、修学の目的ごとに別表に定める。

- 2 奨学金は貸与奨学金とする。
- 3 入学貸付金については就学の決まっている職員及び学生への貸付とし、すでに在学

中の学生については適用しない。

- 4 奨学貸付金の貸付期間は所定の就学期間内で学生が必要とする期間とする。ただし期間途中で留学、退学（転学部、転学科、除籍を含む）等の事案が発生した場合は期間を変更することがある。
- 5 在職者が休職して利用する場合も同様とする。ただし別表にて本条（後掲）を補足する。

（連帯保証人）

第 6 条 奨学貸付金及び入学貸付金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人 2 名を立てなければならない。

- 2 連帯保証人のうち 1 名は、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者の場合には親権者又は後見人、成年者である場合には父母兄弟又はこれに代わる者とする。
- 3 連帯保証人は、貸与を受けた者と連帯してその債務を負担する者でなければならない。

（契約書の提出）

第 7 条 貸与決定になった者は、当法人と本人の間で奨学金貸付金及び入学貸付金借用証書を作成し、あわせて次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 本人の印鑑証明書
- (2) 連帯保証人 2 名の印鑑証明書
- (3) 連帯保証人 2 名の戸籍抄本
- (4) 収入印紙（200 円）2 枚
- (5) 奨学生本人名義の預金口座（四国銀行清水支店に限る）

（支給方法）

第 8 条 奨学金等の貸与日は毎月 15 日（法人給与支給日）とし、当日が土曜、休日にあたる場合は、その前日とする。支給方法は四国銀行清水支店の本人名義の銀行口座への振り込みとする。

（奨学生の資格喪失）

第 9 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学生の資格を失い、以降の奨学貸付金等の貸与を打ち切るものとする。

- ①進級できずに留年したとき
- ②休学、退学したとき
- ③心身の故障のため就学の見込み・卒業の見込みがないと認められるとき
- ④死亡または行方不明となったとき

- ⑤奨学生願書に記入すべき事項を記入しなかったり、虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明した場合。
- ⑥貸付を受ける職員が法人を退職した場合。
- ⑦本人から辞退の申し出があった場合
- ⑧その他聖真会より貸付金貸与の見込みがなくなったと認められるとき

(貸付金の返還義務)

第 10 条 奨学生は、奨学貸付金及び入学貸付金の既受領額を債務としてこの全額を返還する義務を負う。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学金の総額を直ちに返還しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由により一括返済が難しいと認めるときは、その都度定める期間により分割して返還させることが出来る。

- ①第 9 条の規定により奨学貸付金等の給付を打ち切られたとき
- ②学校を卒業した日の属する年度の末日から起算して 2 年以内に看護師の国家試験に合格しなかったとき
- ③当法人以外に就職又は就職が内定したとき
- ④看護師として当法人に就職したが在職期間 1 年未満で退職したとき

(貸付金の返済方法)

第 11 条 返済の方法は次のとおりとする。

- 1 奨学貸付金及び入学貸付金については入職時に協議し、返済計画を確定しなければならない。原則として貸付金給付期間と同一の期間内に貸付金を返済するものとする。
- 2 返済金は当法人の指定した口座に期日までに振り込むものとする。ただし入学貸付金については本人と同意書を交わした上で、本人給与からの天引き返済とすることができる。

(返済の特例)

第 12 条 以下の場合には返済を免除、あるいは猶予する。

- 1 学校を卒業後、2 年以内に看護師免許を取得し、ただちに当法人に就職し、実際に看護業務に従事した期間が、奨学貸付金等給付期間の 1.5 倍となる場合、奨学貸付金に係る債務を免除することが出来る。ただし、実際に勤務した日数を従事した期間の計算対象とする。(※入学貸付金については返済の義務が残ります。免除の対象になりません。)
- 2 卒業後、看護師資格が取得出来なかった場合は、1 年間を限度に奨学貸付金及び入学貸付金の返済を猶予することが出来る。ただし本人に引き続き資格取得の意志があり、なおかつ当法人への就職の意志がある場合のみとする。これらの意志がない

場合、又本人の意志と関係なく不可能と認められる場合は 1 ヶ月以内に全額を一括返済するものとする。

(本規定利用者の義務)

第 13 条 奨学貸付金を利用する者は、勉学に励むと共に、毎年度末に健康状態・学業進捗(成績証明書の提出)について当法人看護部長に報告しなければならない。

2 本規定利用者は次の各号に該当するときは直ちにその旨を当法人第 2 事務に届け出なければならない。

- 1.住所変更したとき
- 2.就学に耐えない程度の心身の故障が生じたとき
- 3.休学する事情が生じたとき
- 4.卒業したとき
- 5.連帯保証人に異動が生じたとき

(特例事項の取り扱い)

第 14 条 本規定にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で当法人がその扱いを判断する。

(規定の改廃)

第 15 条 この規定の改定又は廃止は、理事会の決議により理事長がこれを定める。

(附則)

- 1.この規定は 2005 年 6 月 1 日より施行する。
- 2.この規定は 2012 年 4 月 1 日より改正施行する。
- 3.この規定は 2014 年 8 月 18 日より改正施行する。
- 4.この規定は 2017 年 10 月 1 日より改正施行する。

別表（奨学貸付金及び入学貸付金規定）

1.奨学貸付金貸与期間及び限度額

(1) 期間及び限度額を以下のとおり定める。

①看護大学（学部）の看護師資格の取得を目的とする課程

イ.貸与期間 48 か月以内

ロ.貸付額 月額 80,000 円以内（年額 960,000 円以内）、総額 3,840,000 円以内

②看護短期大学等の看護師資格の取得を目的とする課程

a.3 年課程

イ.貸与期間 36 か月以内

ロ.貸付額 月額 80,000 円以内（年額 960,000 円以内）、総額 2,880,000 円以内

b.2 年課程

イ.貸与期間 24 か月以内

ロ.貸付額 月額 80,000 円以内（年額 960,000 円以内）、総額 1,920,000 円以内

2.入学貸付金貸与限度額

(1) 限度額を以下のとおり定める。いずれも必要とする入学金費用を超えない範囲とする。

①看護大学（学部）の看護師資格の取得を目的とする課程

イ.貸付額 200,000 円以内

②看護短期大学等の看護師資格の取得を目的とする課程

イ.貸付額 200,000 円以内

3.奨学貸付金返済免除期間

奨学貸付金免除期間は、1.の奨学貸付金給付期間の 1.5 倍とする。

なお、2012 年度以降（この規定を適用する奨学生）奨学生から適用することとし、2011 年度以前の奨学生の返済免除期間は課程にかかわらず 5 年間とする。

4.修学貸付金及び看護師以外の奨学生に関する取り扱い

修学貸付金及び看護師以外の奨学生に関する取り扱いは、旧規程を適用する。

## 別表（在職者が希望する場合の取り扱い）

規定第 5 条の 5 に定める在職者の取り扱いについては、この別表で定めを補足する。尚、すでに奨学生としての適用を受けている者に対しては、その適用を継続する。

### 1 身分

休職して進学することが認められた者の身分については、法人職員（在職）で休職扱いとする。休職期間は勤続年数に加算しない。休職中の所属は労務管理上、法人第 2 事務扱いとする。福利厚生は他の休職者と同様とする。

### 2 休職中の就労

休職期間中の法人におけるパート（アルバイト）就労は特例として認める。この場合、別途パート職員雇用契約書を取り交わし詳細を取り決める。

### 3 年次有給休暇

年次有給休暇は休職時に停止し、復職となった時に休職前にあった日数を復活させる。復職後の年次有給休暇発生は就業規則に従う。

以上

様式1号

奨学生希望願書

平成 年 月 日

医療法人聖真会

理事長 溝渕 敏水 様

私は、以下の通り就学するので、貴法人の奨学金（該当に○：奨学貸付金・入学貸付金）を受給したく、医療法人聖真会奨学貸付金及び入学貸付金規定を了解の上、これに基づき書類を添えて次の通り申請致します。

1.目的とする資格

2.学校名及び学部等課程

3.就学期間 (自)平成 年 月 日  
(至)平成 年 月 日 ( 年間)

申請者	郵便番号			
	住所			
	氏名			印
	生年月日	年	月	日生
	電話番号			
連帯保証人	郵便番号			
	住所			
	氏名			印
	生年月日	年	月	日生
	電話番号			
連帯保証人	郵便番号			
	住所			
	氏名			印
	生年月日	年	月	日生
	電話番号			

※添付書類 ①誓約書②本人の履歴書（要：本人写真添付）③在学証明書（入学許可証明書）④健康診断書

⑤連帯保証人の印鑑証明書各1通

様式2号

誓 約 書

平成 年 月 日

医療法人聖真会

理事長 溝渕 敏水 様

奨学生として決定された上は、奨学貸付金等規定を順守し、学業に励みます。

又、卒業時には資格取得を果たし、医療法人聖真会と共に地域医療の充実発展に貢献することを誓います。

住所

氏名

印

様式 3 号

奨学貸付金貸与・返済（免除）予定通知書

平成 年 月 日

様

医療法人聖真会  
理事長 溝渕 敏水

申請のあった奨学貸付金を貸与することと決定したので、次の通り奨学貸付金貸与・返済（免除）予定を通知します。

- 1.貸付金貸与期間 (自) 平成 年 月 日  
(至) 平成 年 月 日 (ヶ月間)
- 2.貸付金貸与金額 月額 円 (年額 円)  
総額 円
- 3.返済（免除） 医療法人聖真会就職日から ヶ月

以上

## 奨学金及び修学資金貸借契約書

医療法人聖真会を甲とし、住所 氏名 を乙として医療法人聖真会奨学金及び修学資金規定に基づく奨学金及び修学資金の貸借について、次の条項により契約を締結する。

第 1 条 甲は乙に平成 年 月 日から平成 年 月 日まで奨学金として毎月 円を、修学資金として 円を貸し付けるものとする。ただし、貸付停止の処分を受けたときは、当該処分後ただちに貸し付けを中止する。

第 2 条 前条の貸付金は無利息とする。

第 3 条 この貸付金の償還方法並びに償還を延滞した場合における延滞利息については、奨学金及び修学資金規定に定めるところによる。

第 4 条 全各条に定めるもののほかは、奨学金及び修学資金規程を遵守すること。

上記の通り契約し、その証として本書 4 通を作成し、甲乙ならびに連帯保証人が各 1 通を保有するものとする。

甲 医療法人聖真会  
理事長 溝渕 敏水 印

乙 住所  
氏名 印